

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年4月28日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

5 北 児 第 5 5 号
令和 5 年 3 月 2 2 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 3 月 9 日付け 5 北監第 1 2 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜児童課＞

1 【監査委員意見】

- (1) 消耗品の管理において、管理表による管理数量と実際の在庫数が一致していない園や、受入欄のない管理表を使用している園があった。現在は園毎に作成している管理表を、児童課から統一様式を示すとともに、在庫数を適正に管理するように徹底していただきたい。
- (2) 金物・工具類の消耗品を購入する際、市内にホームセンターがないため清須市内のホームセンターで購入しているが、その出張伺いを作成していなかった。在勤地外（北名古屋市、豊山町以外）へ出張する場合は、出張伺いが必要であるため、保育園においても周知徹底していただきたい。

2 【措置状況】

- (1) 指摘事項については、統一様式を作成し、在庫数を適正に管理するように是正しました。
- (2) 指摘事項については、在勤地外へ出張する場合は、出張伺いを提出することを周知し、適正な事務処理を行うよう是正しました。

[illegible]